府 農 第 855 号 令 和 7 年 3 月 5 日

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

府中市長

市町村名		府中市		
(市町村コード)	(342082)			
地域名		府中地区		
(地域内農業集落名)		(別紙のとおり)		
協議の結果を取りまとめた年月日		令和7年3月5日		
協議の結果を取りる	まとめた平月日	(第1回)		

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。 注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

府中市全体の農業従事者の平均年齢は75歳であり、当該地区でも同傾向である。後継者の育成も進んでおらず、このまま高齢化が進み、離農者が増加すれば、作付されない農地(遊休農地)の増加が懸念される上、不在地主が増加してきており、農地の利用権設定等が困難な状況になりつつある。

その上、当該地域では、多くの農地が未整備で、傾斜地に存在しているため、農地の集約化が進んでおらず、 農業経営は小規模で兼業が多い。

そのため、畑地が多く存在するも水稲栽培への依存度が高い。

農地の有効利用を図りながら、地域の活性化を進めるため、新規就農者の確保・育成とともに、定年帰農者や 半農半Xといった多様な担い手を確保・育成し、農地を利用していく仕組みの構築が必要である。

(2) 地域における農業の将来の在り方

水稲栽培への依存度が高いことから、水稲の収益力強化に取り組む。

併せて、担い手への施設園芸や高収益作物の導入を支援し、収益力強化、規模拡大を図るとともに、スマート 農業技術の導入による農作業の省力化、軽労化を推進する。

また、道の駅産直市などへ出荷する少量多品目の生産を促し、農地の利用促進を図る。

地域資源循環型農業へ取り組み、地元の堆肥を積極的に活用する。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区	535.0 ha	
	うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	316.1 ha
	(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	- ha

(2)農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

農振農地区域内の農地及びその周辺の農地を農業上の利用が行われる区域とし、その区域と住宅地又は林地との間にある農地は保全・管理を行う区域とする。

注:区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項										
	(1)農用地の集積、集約化	のオ								
	認定農業者や法人をはじめ、地域で営農する担い手に対し、農地中間管理機構を活用し、効果的な農地の集									
	積・集約化を進める。また、	定年	F帰農者や半農半Xなど	の	多様な担い手に	対し [.]	ても、農地利用量	浸適	化推進委	員及
	び農業委員と連携し、農地	の活	用を支援する。							
(2)農地中間管理機構の活用方針										
	農業従事者の高齢化が進								00 44 - - 144	
	そうした離農者の農地等に			果な	など地権者の意同	可を i	踏まえた上で農	地中	可間管埋機	構に
	貸付けを行い、担い手に農	地を	:集積する。							
	(3)基盤整備事業への取給									
	未整備の農地が多いこと									
	また、整備済みの農地で			5用	が難しくなってい	るほ	ま場について、地	域	や担い手の)意
	向を踏まえ、汎用化等の条	件图	怪備を検討していく。							
(4)多様な経営体の確保・育成の取組方針 行政、農業委員会、農協、金融機関で組織する就農支援会議において、農地の斡旋や生産技										
	から定着までの支援を行い、新規就農者を筆頭に、定年帰農者や半農半Xなどの多様な担い手の確保を進						確保を進	め		
	<u></u> శ్రీ									
	(5)農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針									
	各経営体にて必要な農業支援サービスを活用する。地域の農地は集落法人や中山間の集落協定など						定などを中	心		
	に、活用・保全管理に努め									
	有用な支援等の情報収集に努め、活用について検討する。									
	以下任意記載事項(地域 σ	実作	青に応じて、必要な事項	を退	選択し、取組方針	を証	己載してください)			
	☑ ①鳥獣被害防止対策		②有機・減農薬・減肥料	/	③スマート農業		④畑地化・輸出等		⑤果樹等	
	□⑥燃料・資源作物等	√			8農業用施設	√	9耕畜連携等		⑪その他	
	【選択した上記の取組方針	1	-		1					
①地域を主体とした「総合防除」(「防護」、「環境改善」、「捕獲」の一体的な取組)を柱に被						組)を柱に被害防	5 i F 3	を図る。		
	「防護」:補助制度をPRし、侵入防止柵等の設置を積極的に推進する。						CEO.			
	「環境改善」:広島県の事業を活用し、イノシシなどの有害鳥獣が寄り付かない集落づくりを支援する。							する。		
	「捕獲」猟友会との連携を図り、有害個体の捕獲に取り組む。									
③⑦スマート農業技術の効果的導入を支援し、農業生産活動及び農地の保全管理等の省力化、						上、	経労化を図	図る。		
	⑨引き続き、市内3箇所の:					〈堆	肥加エセンター、	有	福堆肥加コ	Lセ
	ンター)及び畜産農家が生	産し	た堆肥の水稲等への利	用る	を推進する。					

別紙 府中地区地域内農業集落名(農林業センサス集落名)

	府中地区地域内農業集落名(農林)		H
No.	旧市区町村名	農業集落名	備考
1	上川辺村2-2	三郎丸中	
2	上川辺村2-2	三郎丸下	
3	諸田村2-2	小国, 陸延	
4	諸田村2-2	数原	
5	諸田村2-2	本郷	
6	諸田村2-2	平佐	
7	諸田村2-2	阿兵	
8	諸田村2-2	北諸毛一部	
9	諸田村2-2	北諸毛二部	
10	諸田村2-2	山方	
11	諸田村2-2	永野下	
12	諸田村2-2	永野上	
13	岩谷村	宮分	
14	岩谷村	日進	
15	岩谷村	東谷	
16	岩谷村	本谷	
17	岩谷村	高倉	
18	岩谷村	室房	
19	岩谷村	小仁吾	
20	岩谷村	上山本谷	
21	岩谷村	後谷	
22	岩谷村	下上山	
23	岩谷村	僧殿, 法全坊	
24	岩谷村	上丈	
25	岩谷村	神田, 川崎	
26	岩谷村	下丈, 前原	
27	河佐村	御崎, 大歳	
28	河佐村	見行	
29	河佐村	宮の間,後呂	
30	河佐村	上神谷, 下神谷	
31	河佐村	太田,地神坊	
32	河佐村	古畑, 石垣	
33	河佐村	双葉,共和	
34	河佐村	中央, 上	
35	広谷村	親和	
36	広谷村	西谷	
37	広谷村	日吉	
38	広谷村	協和	
39	栗生村	用土	
40	栗生村	平井	
			•

別紙 府中地区地域内農業集落名(農林業センサス集落名)

	旧市区町村名	農業集落名	備考
41	栗生村	名字	
42	栗生村	大門	
43	栗生村	戸木	
44	栗生村	登呂茂	
45	栗生村	中柴	
46	栗生村	加谷	
47	栗生村	鴫谷	
48	下川辺村	河南	
49	下川辺村	蔭地	
50	下川辺村	矢井, 定国	
51	下川辺村	河面下	
52	下川辺村	河面上	
53	下川辺村	僧殿	
54	阿字村	舟割	
55	阿字村	井手	
56	阿字村	平谷	
57	阿字村	西組	
58	阿字村	上組	
59	阿字村	御山	
60	大正村	市場	
61	大正村	戸羽下	
62	大正村	戸羽上	
63	大正村	箱田	
64	大正村	角目上	
65	大正村	角目下	
66	大正村	横谷	
67	大正村	空木後	
68	大正村	空木前	
69	大正村	行縢	
70	大正村	新下田	
71	大正村	大上	
72	大正村	矢中	